中央市まちづくりアクションプラン（仮称）策定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1　目的

本実施要領は、「中央市まちづくりアクションプラン（仮称）策定業務」を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、本業務に最も適した事業者を選定することを目的とし、必要な事項を定める。

2　業務概要

（1）委託業務名

中央市まちづくりアクションプラン（仮称）策定業務委託

（2）業務内容

別紙「中央市まちづくりアクションプラン（仮称）策定業務委託仕様書」のとおり

（3）履行期間

契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日まで

（4）委託上限額

23,650,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3　参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

（1）中央市入札参加資格審査登録業者名簿（令和 3・4 年度）に登録を有している者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定に該当していない者であること。

（3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

（5）公告日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。

（6）国税及び地方税の滞納がない者であること。

（7）過去 5 年以内に地方公共団体が発注した同種または類似業務を受託した実績を有する者であること。

○ 同種業務：まちづくりや土地利用に関する構想検討・計画策定

○ 類似業務：都市計画マスタープランや立地適正化計画の策定・改定

（8）山梨県内に本社または支店（営業所）を有する事業者であること。

（９）下記の技術者を適切に配置できること。

【管理技術者・業務担当者】

ア　以下のいずれかの資格等を有する（登録してある）こと。

・技術士「総合技術監理部門」（建設－都市及び地方計画）

・技術士「建設部門」（都市及び地方計画）

・RCCM（都市計画及び地方計画）

イ　公告日時点で連続して２箇月以上の雇用関係があること。

ウ　過去５年以内において、本業務の同種又は類似業務について、管理技術者又は業務担当者として従事した経験を有すること。

【照査技術者】

ア　以下のいずれかの資格等を有する（登録してある）すること。

・技術士「総合技術監理部門」（建設－都市及び地方計画）

・技術士「建設部門」（都市及び地方計画）

・RCCM（都市計画及び地方計画）

イ　公告日時点で連続して２箇月以上の雇用関係があること。

（10）本業務について、業務遂行能力及び適切な実施体制を有し、中央市の指示に柔軟に対応できる者であること。

４　参加申込方法

参加資格要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出すること。

なお、提出書類の様式（電子データ）は、市ホームページからダウンロードすること。

（１）提出書類

ア　企画提案参加申込書（様式第１号）

イ　事業者概要調書（様式第２号）

ウ　業務実績報告書（様式第３号）

エ　業務実施体制（様式第４号）

オ　技術者及び業務担当者調書（様式第５号）

カ　財務諸表（直近３箇年度分の貸借対照表、損益計算書）

（２）提出期限：令和５年２月10日（金）午後５時まで**（必着）**

（３）提出部数：正本１部

（４）提出場所：中央市企業立地推進室

（５）提出方法：郵送または持参

※郵送の場合は、提出期限内に到着したものに限り受け付けることとする。電話にて書類の到着確認をすること。

※持参の場合は、土日を除く午前９時から午後５時までとする。

5　企画提案書類

（1）提出書類

ア　提案書類提出書（提案審査申請書）（様式第６号）

イ　企画提案書（様式第７号　※参考様式）※様式を参考に、任意様式で可能

ウ　見積書（様式第８号）

（2）提出期限：令和５年２月20日（月）午後５時まで（必着）

（3）提出部数：正本１部、副本10部、電子記録媒体１部

（4）提出場所：中央市企業立地推進室

（5）留意事項：提案書は、１事業者につき１提案とする。提出後における提案書の内容変更、差替えまたは再提出は認めない。また、提出された提案書等は、返却しないものとする。

6　質問の受付・回答

（1）質問方法：質問書（様式第９号）の提出による

（2）質問受付期間：令和５年１月30日（月）～令和５年２月３日（金）

（3）提出方法：電子メールにより提出すること。なお、必ず電話で到着確認をすること。

（4）提出先：中央市企業立地推進室　E-mail：kigyou@city.chuo.yamanashi.jp

（5）質問に対する回答：回答については、市ホームページへ掲載を行う。

7　企画提案書作成上の留意事項

（1）提案書の提出は、１事業者につき１案とする。

（2）様式

ア　提案書の様式は「A3またはA4判　横」とし、表紙、目次を作成すること。ページ数は任意とする。

イ　提案書の表紙には、次の事項を記載すること。

○ 表題「中央市まちづくりアクションプラン（仮称）策定業務仕様書」に基づく提案書

○ 提案者名

ウ　提案書には各項目およびページ番号を記載し、１ページ目に目次（各項目の表示および当該ページ番号）を記載すること。

（3）提案内容は下記の内容とする。

・下記のテーマに対して記載し、できる限りわかりやすい内容に努めること。

テーマＡ	リニア駅に隣接する本市の特性やポテンシャルを活かし、リニア開業を見据えたまちづくり方策及び実施手順に関する提案

テーマ B	上記の方策実現に向けた土地利用転換検討ゾーンの有効的な土地利用及び事業手法に関する提案
テーマ C	土地利用に向けた動向調査に関する提案（企業、地権者、一般市民に対するニーズ等の調査方法、内容、規模など）

8　参加の辞退に関する事項

参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式第 10 号）を企画提案書類の提出期限までに提出すること。

9　選考方法

（1）優先交渉権者の選考

提出された企画提案書の内容に基づき、「中央市プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査する。審査項目、提案を求める内容については別表の審査評価基準表のとおりとする。なお、参加事業者が１者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考する。

（2）審査

審査は、非公開で、書類と事業者プレゼンテーションによる審査とし、事業者プレゼンテーション審査を下記のとおり実施する。ただし、参加事業者が 5 者を超える場合、書類審査の上位３者程度が事業者プレゼンテーション審査に進めるものとする。

〇書類審査

事業者プレゼンテーション審査の実施にあたり、参加事業者が５者を超える場合、事務局（企業立地推進室）において、書類審査を実施し、事業者プレゼンテーション審査に進む事業者を３者程度選定する。選定に係る評価項目及び評価基準・評価視点は次のとおりとする。

評価項目	評価基準・評価視点	配点
業務実績	・事業者の実績は十分であるか。 ・配置予定担当者の実績は十分であるか。	20
実施体制	・業務遂行に当たり、実施体制は十分であるか。 ・役割分担が明確かつ具体的に示されているか。	20
財務状況	・事業者の規模、財務状況、資金繰りの状況等が安定かつ健全と見込まれるか。	20
合　　計		60

書類審査結果は、令和 5 年 2 月 14 日（火）までに各事業者へ電子メールにて通知する。

ただし、書類審査時点における評価点数は公表しないものとし、審査結果に関する問い合わせや異議申し立て等は受け付けない。

○事業者プレゼンテーション審査

ア　日　時：令和５年２月27日（月）※開始時間等の詳細は別途通知する。

イ　場　所：山梨県中央市臼井阿原301番地１　中央市役所

ウ　事業者の出席者：事業者プレゼンテーション審査への出席者は、１事業者につき４名以内とする。

（３）審査実施方法

ア　事業者プレゼンテーション（20分以内）

プレゼンテーションは提出した企画提案書類を用いて、その表記順に行うこと。パソコン等を使用してプレゼンテーションを行う場合は、事業者がパソコンを持参すること。

※本市において、プロジェクター（ケーブルを含む）及びスクリーンを用意する。

インターネットへの接続が必要場合は、事業者においてインターネット環境を用意すること。

イ　質疑応答（概ね10分）

（４）審査結果

審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。また、優先交渉権者については、選定後に市ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ及び異議申し立て等は受け付けない。

１０　参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は審査に参加することができないものとし、すでに審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

（１）上記「３　参加資格」の要件を満たさなくなった場合。

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合。

（３）書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。

（４）審査の公平性を害する行為があったとき。また、候補者として不適格と認められるとき。

（５）プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

１１　契約の方法

（１）委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、本市と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

（２）別紙の「中央市まちづくりアクションプラン（仮称）策定業務委託仕様書」は、最優秀提案者の企画提案内容によっては、本市と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務内容の追加または修正する場合がある。

（３）最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、または協議が整わなかったときは、

その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結することとする。

１２　選考等のスケジュール

項　　目	日　　程
公告・公募開始	令和５年１月30日（月）
質問の受付期間	令和５年１月30日（月）～ ２月３日（金）
質問の回答期限	令和５年２月７日（火）
参加申込書類の提出期限	令和５年２月10日（金）午後５時まで
書類審査結果の通知 ※実施した場合（5者を超えた場合）	令和５年２月14日（火）
企画提案書類の提出期限	令和５年２月20日（月）午後５時まで
事業者プレゼンテーション審査	令和５年２月27日（月）
審査結果通知・公表	プレゼンテーション審査から概ね５日以内

１３　その他

（１）参加申込や企画提案等に係るすべての費用は、参加事業者の負担とする。

（２）企画提案書等の提出後における当該企画提案書等の内容の追加または変更は原則として認めない。

（３）本市に提出された関係書類等は返却しない。

（４）本市は、提出された関係書類等の機密保持に十分配慮する。

（５）業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、本市の指示のもと、変更等を加える場合がある。

（６）提出された書類は、中央市情報公開条例（平成18年２月20日条例第８号）に基づき、情報公開の対象となる。

１４　書類の提出先・問い合わせ先

中央市　企業立地推進室
〒409-3892　山梨県中央市臼井阿原301番地１
TEL：055-274-8563　FAX：055-274-1130
E-mail：kigyou@city.chuo.yamanashi.jp

審査評価基準表

<table>
<tr><th colspan="3">評価項目</th><th>評価基準・評価視点</th><th>配点</th></tr>
<tr><td>業務実績</td><td colspan="2">同類・類似業務の受注実績</td><td>・過去５年以内に本業務と同類または類似業務の受注実績があるか。</td><td>20</td></tr>
<tr><td>実施方針・実施体制・業務フロー</td><td colspan="2">計画作成の支援体制</td><td>・実施方針、業務フローが明確で的確に示されているか。
・業務量に見合った人員を配置しているか。</td><td>20</td></tr>
<tr><td rowspan="8">企画提案書</td><td rowspan="2">①事業者の計画策定に対する姿勢</td><td>特性と課題の的確性</td><td>・業務の目的・内容を理解して、中央市の特性（強味）・課題（弱み）を的確に把握し、全国的な動向と比較する等の工夫をして、要点、課題がわかりやすく的確に示すことができるか。</td><td>20</td></tr>
<tr><td>知識と関心</td><td>・市政全般について偏りのない知識と関心を持っているか</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②本業務全体についての提案</td><td>視点の的確性・創造性</td><td rowspan="4">・本計画（基本構想・基本計画）の策定の視点や方向性について、中央市の特性・課題を踏まえた提案がなされているか。
・本業務全体について企画力と実効性を有した提案がなされているか。
・アンケート調査について、有効的な提案がされているか。</td><td rowspan="4">40</td></tr>
<tr><td>方向性の妥当性</td></tr>
<tr><td>企画力</td></tr>
<tr><td>実効性</td></tr>
<tr><td rowspan="3">③特定テーマに対する提案</td><td>テーマＡ</td><td>・リニア開業効果を十分に活かせる期待が持てる提案がされているか
・まちづくりの方向性に対する視点が明確になっているか。</td><td>50</td></tr>
<tr><td>テーマＢ</td><td>・本市にとって有効かつ有益的な土地利用が見込める提案がされているか。
・土地利用の実現に向けたプロセス、スケジュールが明確に示されているか。</td><td>50</td></tr>
<tr><td>テーマＣ</td><td>・土地利用に向けた動向調査について、調査方法、内容、規模など的確で効果的な提案がされているか。</td><td>40</td></tr>
<tr><td colspan="2">④本業務にかかる個別の提案</td><td>・仕様書に示された以外に、本市にとって有益な独自提案が示されているか。</td><td>10</td></tr>
<tr><td>プレゼンテーション能力</td><td colspan="2">担当者の説明能力</td><td>・提案内容を明確に説明しているか。
・審査委員の質問に対して的確に回答しているか。</td><td>10</td></tr>
<tr><td>見積書</td><td colspan="2">見積金額</td><td>・適正な見積が示されているか。
・見積額が予算額を超えていないか。</td><td>30</td></tr>
<tr><td colspan="4">配　点　合　計</td><td>300</td></tr>
</table>